

令和4年度 目黒区地域公共交通会議【第2回】

日時：令和5年3月23日（木）14：00～15：30

場所：中目黒住区会議室 第5・6会議室

（目黒区中目黒2-10-13

中目黒スクエア内2階）

次 第

1 開会

2 委員紹介

3 議題

東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組と今後の進め方について

4 報告事項

北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

5 閉会

< 配布資料 >

資料1 目黒区地域公共交通会議委員名簿

資料2 目黒区地域公共交通会議設置要綱及び傍聴要綱

資料3 東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組と今後の進め方について

資料4 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

資料5 令和4年度第1回目黒区地域公共交通会議議事概要及び意見

以 上

目黒区地域公共交通会議委員

	委員	所属	氏名
1	目黒区	都市整備部長	清水 俊哉
2		都市計画課長	佐藤 欣哉
3		みどり土木政策課長	清水 誠
4	一般乗合旅客自動車運 送事業者の代表者又は その指名する者	東京都交通局自動車部計画課長	若田 瑞穂
5		東急バス株式会社 運輸事業部運輸計画部計画課長	原山 大輔
6		小田急バス株式会社 バス事業本部計画部課長	古谷 弘文
7	一般旅客自動車運送事 業者が組織する団体の 代表者又はその指名す る者	一般社団法人東京バス協会乗合業務 部長	米澤 暁裕
8		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー 協会業務部長	小池 毅
9	区民	目黒区町会連合会	三柴 伸生
10		目黒区商店街連合会	諏訪 尊
11		目黒区老人クラブ連合会	山口 武志
12		公募	池内 卓
13		公募	川原 寛子
14	国土交通省関東運輸局 長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官	清家 裕之
15	一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体 の代表者又はその指名 する者	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長	佐藤 尚宣
16		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイク部会事務長	久我 恒夫
17	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長	松崎 暁
18		東京都建設局 第二建設事務所管理課長	鈴木 義治
19		目黒区都市整備部土木管理課長	原 亮道
20	交通管理者	警視庁交通部交通規制課 管理官(調査担当)	藤平 忠晴
21		警視庁目黒警察署交通課長	菊池 あさみ
22		警視庁碑文谷警察署交通課長	山下 憲雄
23	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部 准教授	稲垣 具志

目黒区地域公共交通会議設置要綱

令和 3 年 1 1 月 1 6 日

目都政第 1 0 3 4 号

(目的)

第 1 条 目黒区地域公共交通会議 (以下「交通会議」という。) は、道路運送法 (昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号) 施行規則第 9 条の 3 の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保やその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(所掌事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に關すること。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に關すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

(組織)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 目黒区都市整備部長
 - (2) 目黒区都市整備部都市計画課長
 - (3) 目黒区都市整備部みどり土木政策課長
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
 - (6) 区民
 - (7) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
 - (9) 道路管理者
 - (10) 交通管理者
 - (11) 学識経験者
 - (12) その他区長が必要と認める者
- 2 前項第 4 号から第 1 2 号までの委員は、区長が委嘱する。任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。
 - 3 委員が任期中に、第 1 項第 4 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 1 1 号までの職を離れた場合は新たな委員を委嘱又は任命できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
 - 4 第 1 項第 6 号及び第 1 1 号に掲げる委員については、都市整備部みどり土木政策課において指名した者とする。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者をこれに充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第5条 交通会議は会長が召集し、議事を進行する。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 第3条第1項第4号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として交通会議に出席させることができる。

4 交通会議の議決を要する事項は、出席委員(前項の代理人を含む。)の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は出席委員の3分の2以上で決する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。

6 交通会議の庶務は、都市整備部みどり土木政策課において処理する。

(会議の公開)

第6条 交通会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 交通会議において取り扱う情報が、目黒区情報公開条例(平成12年12月目黒区条例第58号)第7条各号に該当するとき。

(2) 交通会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、区長が定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月16日より施行する。

目黒区地域公共交通会議傍聴要綱

令和4年3月22日

目都政第1664号

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の会議の公開に関し円滑かつ公正な議事運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 交通会議は、目黒区情報公開条例(平成12年12月目黒区条例第58号)第7条に規定する不開示情報に係る調査審議をする場合その他審議会が公開することが適当でないと認める場合は、会議を公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第3条 交通会議の議事を傍聴しようとする者は、会議の事前に、傍聴申請書に自己の住所・氏名を記入し、係員に提示して、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴者は会長の指示する席に着かなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者。
- 二 酒気を帯びていると認められる者。
- 三 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、ヘルメットの類を携帯又は着用している者。
- 四 録音機、写真機、映写機等の撮影、録音を目的とする機器類を携帯している者。ただし第8条の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- 五 その他会議を妨害し、又は人に迷惑をおよぼすおそれのある物を携帯している者。

(定員)

第5条 傍聴人の数は、会長が定める。

(議場の立入禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 二 飲食又は喫煙をしないこと。
- 三 はちまき又はたすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- 四 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 五 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- 六 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 七 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者を除く。

(反則の取締)

第9条 傍聴人が、この規則に違反したときは、会長は、これに退場を命ずることができる。

第10条 会長が傍聴禁止を宣告し、または退場を命じたときは、傍聴人は、速かに退場しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

付則

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

東部地区の地域交通導入に向けた 地域の取組と今後の進め方について

1. 東部地区の取り組み経過

令和4年度は、東部地区交通協議会を4回実施し、事業者による試走会や関係機関と現地立会を実施して、運行形態やルート、車両についてなど、地域交通導入に向けた検討を進めています。

R4年4月～8月の経過

- 第1回協議会(5月)
 - ・ 関係機関(バス事業者等)との調整経過、運行ルート案の再検討
- 東急バスによる試走会(6月)
 - ・ 再検討したルート案を東急バスの協力により試走
- 第2回協議会(6月)
 - ・ 東急バスによる試走後の運行ルート案・バス停設置箇所の検討
- 関係機関との現地立会(7月)
 - ・ 再検討したルート案等を関係機関の立会いの下で試走
- 第3回協議会(8月)
 - ・ 現地立会後の運行ルート案・バス停設置箇所の再検討



協議会開催

R4年9月 令和4年度 第1回地域公共交通会議

- ・ 検討経過の報告、意見交換、今後の進め方の合意

R4年10月 第4回協議会

- ・ ニュースやアンケート配布に向けた検討

R4年11月～ アンケート調査等

- ・ ニュースによる周知、アンケートによる利用意向調査の実施
- ・ バス停候補箇所の地先との個別調整



地域公共交通会議開催

2.アンケート調査等の実施

令和4年11月に対象地域の各戸にニュースやアンケート票を配布し、運行ルート案の主要な施設で手渡しで配布を行いました。

配布箇所

- ・ 東部地区の対象地域の各戸へポスティング
- ・ 厚生中央病院
- ・ 恵比寿ガーデンプレイス
- ・ 東京共済病院
- ・ 田道ふれあい館(高齢者センター)

■ あなたご自身についてお伺いします。
【問1】 あなたの年代をお答えください。 (該当する番号1つだけ回答欄に○をしてください)

1. 18歳~20歳代	2. 30歳代	3. 40歳代	4. 50歳代
5. 60歳~64歳	6. 65歳以上		

【問2】 あなたの住まいを教えてください。 (該当する番号1つだけ回答欄に○をしてください)

a) 目黒区三田 (1. 一丁目 2. 二丁目)
b) 目黒区目黒 (1. 一丁目 2. 二丁目 3. 三丁目)
c) 目黒区中目黒 (1. 一丁目 2. 二丁目 3. 三丁目 4. 四丁目)
d) その他 (1. 上記以外の目黒区内 2. 渋谷区 3. 品川区 4. それ以外)

アンケート調査にご協力ください

【アンケートの趣旨とご協力をお願い】
日頃から区政にご理解とご協力いただきありがとうございます。
目黒区では、令和3年度から「東部地区」において、地域の皆さまと地域交通（コミュニティバス等）の導入について検討してまいりました。
本アンケート調査は、検討の中で作成した地域交通（コミュニティバス等）の運行ルート案や運行計画案に関して、東部地区にお住まいの皆さまや病院や各施設の利用者の皆様から利用意向などをお聞きし、今後の実施運行に向けた需要の想定などを確認するために行うものです。
お忙しいところ大変恐縮でございますが、アンケート調査にご協力いただけますようお願い申し上げます。

令和4年11月
目黒区役所 みどり土木政課

【回答欄】 (該当する番号1つだけ回答欄に○をしてください)

4. 会社員 5. 公務員
8. 専業主婦・主夫

【その他】 (該当する番号1つだけ回答欄に○をしてください)

4. 自家用車 5. タクシー

【備考欄】 (該当する番号1つだけ回答欄に○をしてください)

入に合わせた取り組みについて知っている

アンケートの回答方法

【アンケートのご記入にあたってのお願い】

ご記入ください。

【回答方法】

1. QRコードをスマートフォンで読み取り、回答画面を開きます。

2. 必要事項を入力し、送信ボタンを押します。

3. 回答が完了します。

【注意事項】

・ 回答は匿名で行われますが、回答は統計的に分析させていただきます。

・ 回答は1人1票限りです。

・ 回答は、令和4年11月15日（日）まで有効です。

・ 回答は、令和4年11月15日（日）まで有効です。

・ 回答は、令和4年11月15日（日）まで有効です。

東部地区 地域交通 ニュース

一斉1号一
令和4年11月

■ 東部地区では地域交通（コミュニティバス等）の導入を検討しています。

【これまでの経過】
目黒区では、移動に関する地域の困りごとを解決するための取組に対して支援することを目的として、令和2年6月に目黒区地域交通の支援方針（以下「支援方針」という。）を策定しました。東部地区では、支援方針に基づいて三田地域において地域交通導入に向けた勉強会が実施され、関係する町会・自治会等として下記の対象地域で東部地区交通協議会（以下「協議会」という。）を設立し、運行事業者による試走会や、関係機関との現地立会を実施して、運行ルート案などをまとめ、地域交通導入に向けた具体的な検討を進めています。

地域交通とは、徒歩や自転車、タクシー、ワゴン型バスなど、地域の身近な移動手段のことを言います。

実施時期	内容
令和2年6月	支援方針の策定
10月	区内5地区で説明会、アンケート
令和3年5月	目黒三田地域交通研究会設立、勉強会開催
12月	東部地区関係団体等との意見交換会
令和4年3月	東部地区交通協議会設立、協議会開催

東部地区交通協議会メンバー構成

目黒三田町会、一丁目一町会、下目黒一丁目町会、田道町会、中二丁目町会、中目黒八幡町会、田道住区住民会議、田道小学校PTA、中目黒住区住民会議、近隣施設の関係者

対象地域

三田1~2丁目、目黒1~3丁目、中目黒1~4丁目、目黒区施設周辺

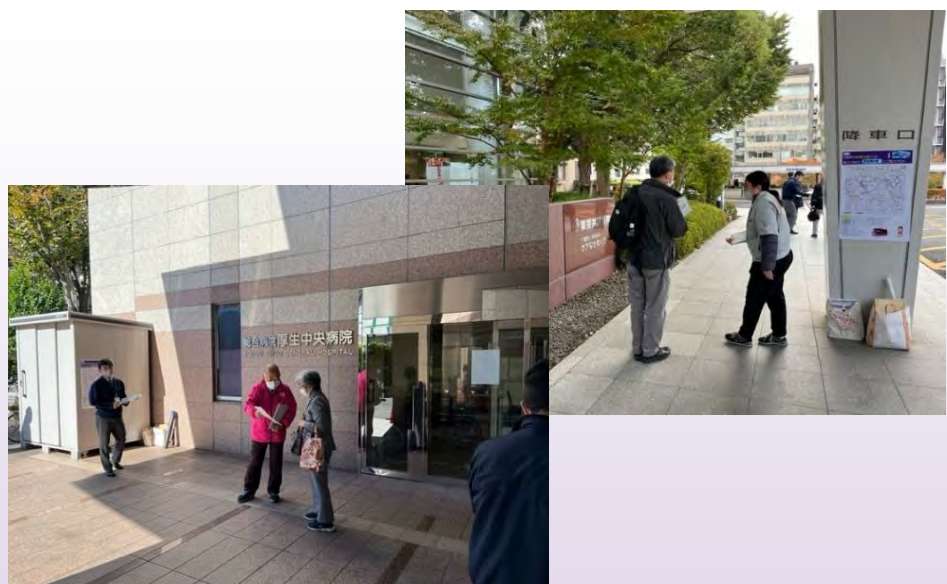
【対象地域】

【検討の経過】
令和4年度は、東部地区交通協議会を3回実施し、交通事業者による試走会や関係機関と現地立会を実施して、運行形態やルート、車両についてなど、地域交通導入に向けた検討を進めています。

- ・ 目黒三田地域交通研究会でマイクロバスを手配し、試走会を実施（目黒区地域づくり条例の補助を活用）
- ・ 東急バス（株）の協力により、小型バスの運行による試走会を実施し、関係機関等との調整を行ってきました。

【関係機関等との調整】
地域交通導入に向け、運行ルートやバスの設置について、関係機関との調整を行いました。

- ・ 交通事業者、交通管理者、道路管理者等の関係機関と地域交通導入に向けて調整しています。
- ・ 関係機関との合意形成を図るため、地域公共交通会議（以下「交通会議」という）を開催しています。



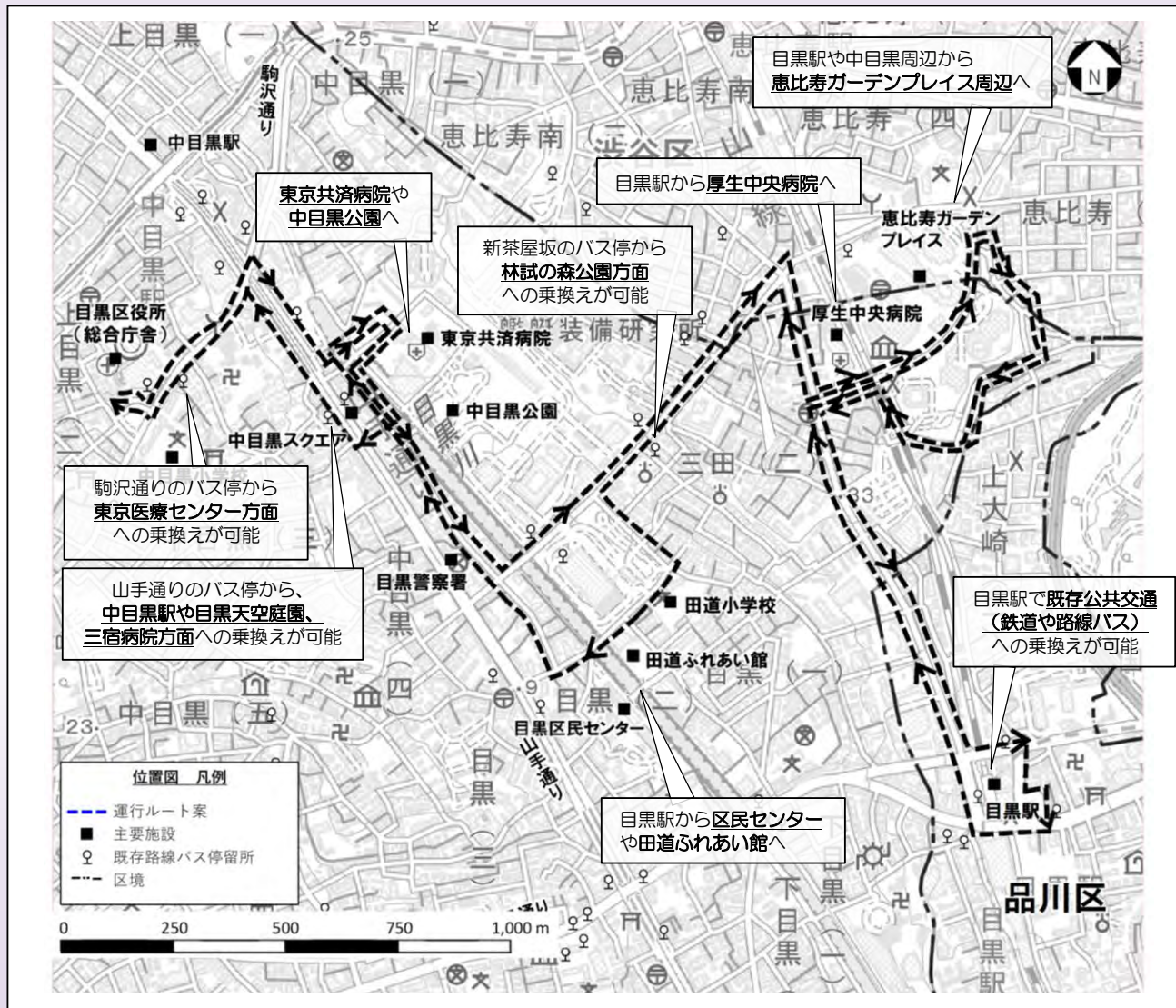
2.アンケート調査等の実施

検討している地域交通について、対象地域の住民等への周知を図る経過資料を配布するとともに、需要予測等を検討するためアンケートを実施しました。



[運行ルート案沿線の対象地域]

検討に関わっていない対象地域の住民等へ、新たな地域交通の導入による日常生活の移動をイメージしてもらうため情報提供を行った。

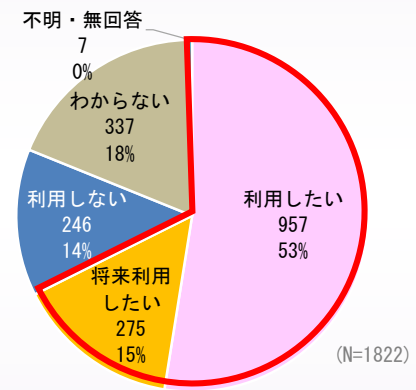


3.アンケート結果

新たな地域交通の利用意向や各施設利用者の利用時間をまとめました。

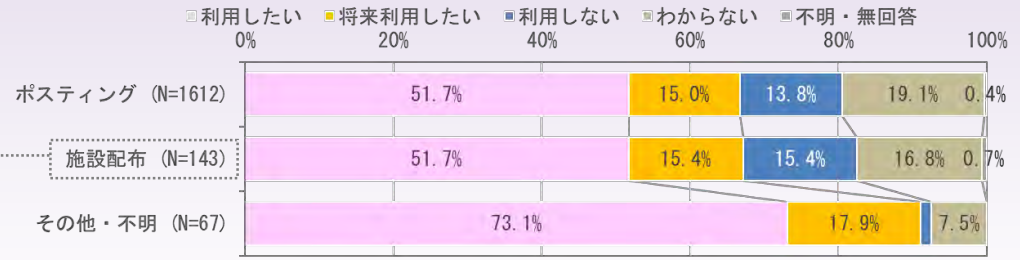
新たな地域交通の利用意向は、約半数が『利用したい』と回答し、『将来利用したい』も含めると7割近くの方が利用したいと回答。
施設別では、恵比寿ガーデンプレイスの回答者の利用意向が高く、将来を含め8割以上の方が新たな地域交通を利用したいと回答した。

[新たな地域交通の利用意向]

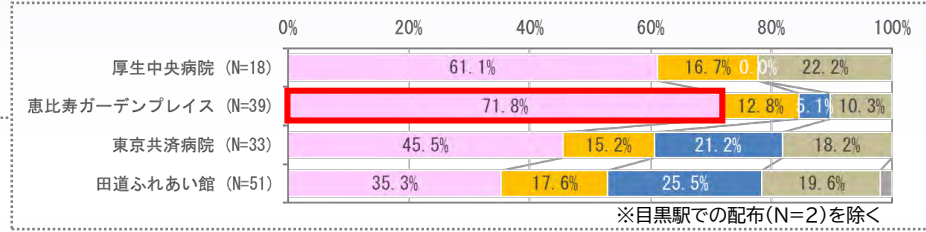


通院目的における新たな地域交通の利用時間帯を配布施設別にみると、全体としてはいずれの施設も『不定期』が多いが、厚生中央病院や東京共済病院、田道ふれあい館の回答者で『午前』の利用が高い傾向にある。

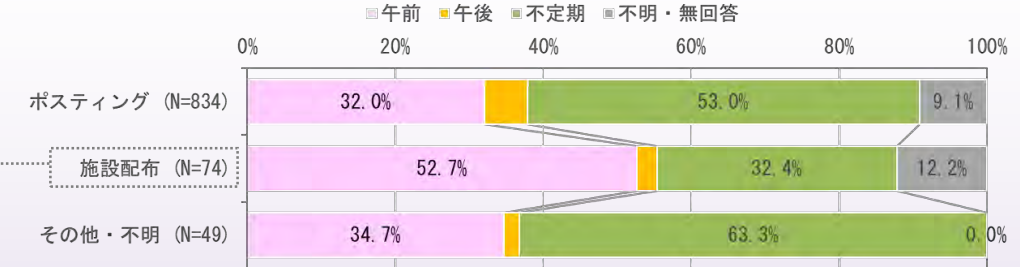
[新たな地域交通の利用意向(アンケート配布方法別)]



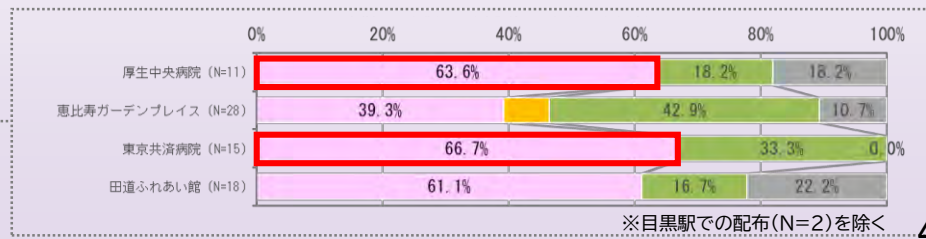
[新たな地域交通の利用意向(配布施設別内訳)]



[通院目的における新たな地域交通の利用時間帯(アンケート配布方法別)]



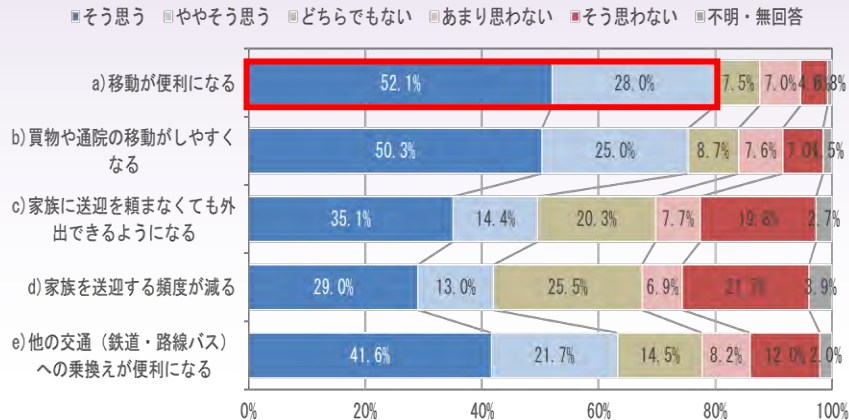
[通院目的における新たな地域交通の利用時間帯(配布施設別内訳)]



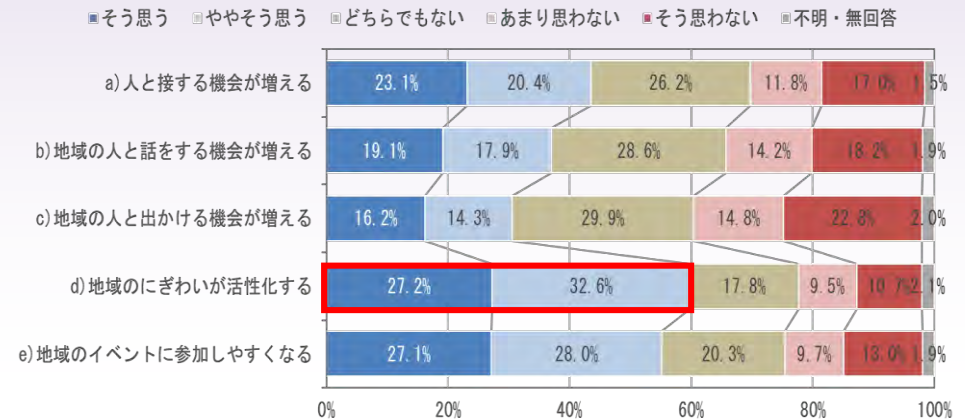
3.アンケート結果

新たな地域交通の導入に伴う印象を確認しました。

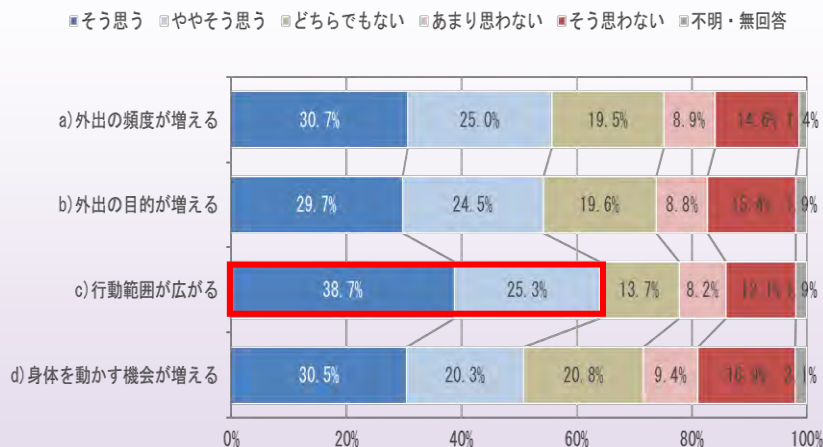
[交通の利便性の印象]



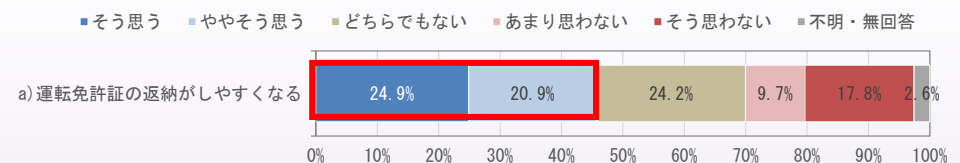
[地域のコミュニティの印象]



[外出の機会の印象]



[運転免許証の返納の印象]



- ・ 交通の利便性では、約8割が『移動が便利になる』という印象
- ・ 外出の機会では、6割以上が『行動範囲が広がる』という印象
- ・ 地域のコミュニティでは、約6割が『地域のにぎわいが活性化する』という印象
- ・ 5割弱の人が『運転免許証の返納がしやすくなる』という印象

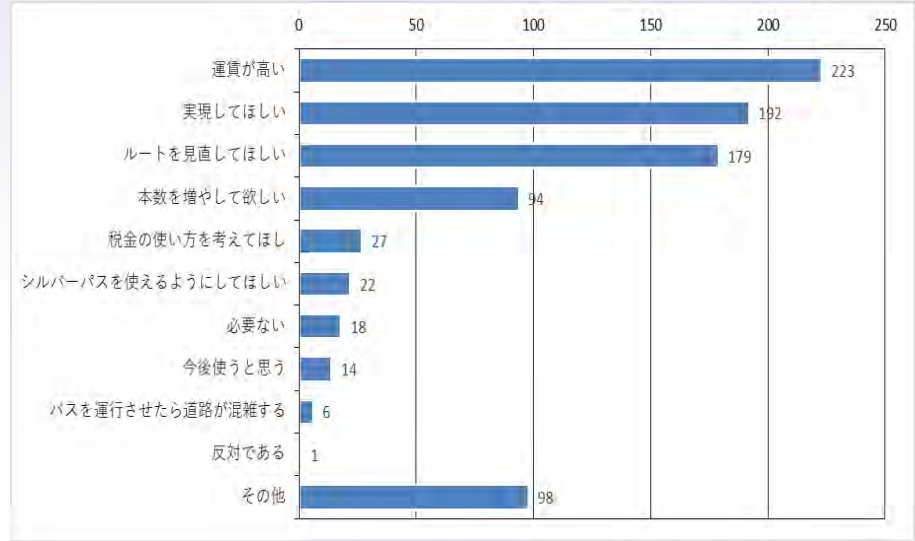
3.アンケート結果

需要予測や収支予測を行うためのアンケート結果や実証運行に向けた今後の検討課題を整理しました。

【アンケート結果の整理】

質問事項	回答結果
日常の交通手段	徒歩、鉄道 など
新たな地域交通の認知度	知らなかった：約9割
新たな地域交通の利用意向	利用したい：約5割 将来利用したい：約2割
地域交通を利用しない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩または自転車で移動しているため ・既存の公共交通（鉄道や路線バスなど）で満足しているため ・運賃が高いため など

【アンケートでの自由意見】



【主な目的別の利用日・利用時間帯・利用頻度】

目的	利用日	利用時間帯	利用頻度
買物	平日：約3割 土日：約2割 不定期：約5割	午前：約2割 午後：約2割 不定期：約6割	週3日程度：約3割（約3割） 週1日程度：約4割（約3割） 週1日未満：約2割（約2割）
病院への通院	平日：約4割 土日：約1割 不定期：約5割	午前：約3割 午後：約1割 不定期：約5割	週3日程度：約1割（約1割） 週1日程度：約2割（約3割） 週1日未満：約7割（約6割）
趣味・習い事等	平日：約3割 土日：約1割 不定期：約5割	午前：約2割 午後：約1割 不定期：約6割	週3日程度：約1割（約2割） 週1日程度：約3割（約3割） 週1日未満：約4割（約3割）
その他の利用	平日：約3割 土日：約1割 不定期：約6割	午前：約1割 午後：約1割 不定期：約7割	週3日程度：約2割（約2割） 週1日程度：約3割（約4割） 週1日未満：約4割（約3割）

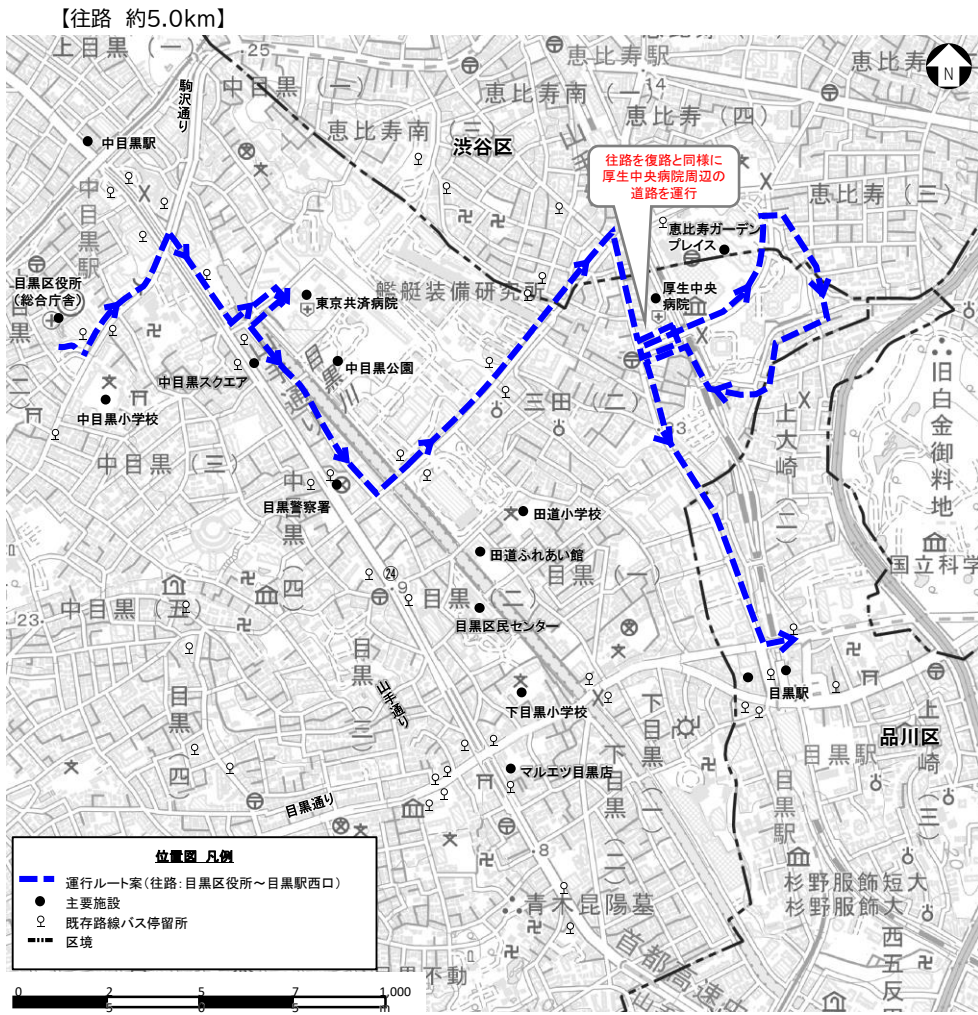
新たな地域交通の認知度は、約9割が「知らなかった」と回答しているため、地域交通の実証運行に向けて、地域や施設利用者に認識してもらい利用してもらう必要がある。



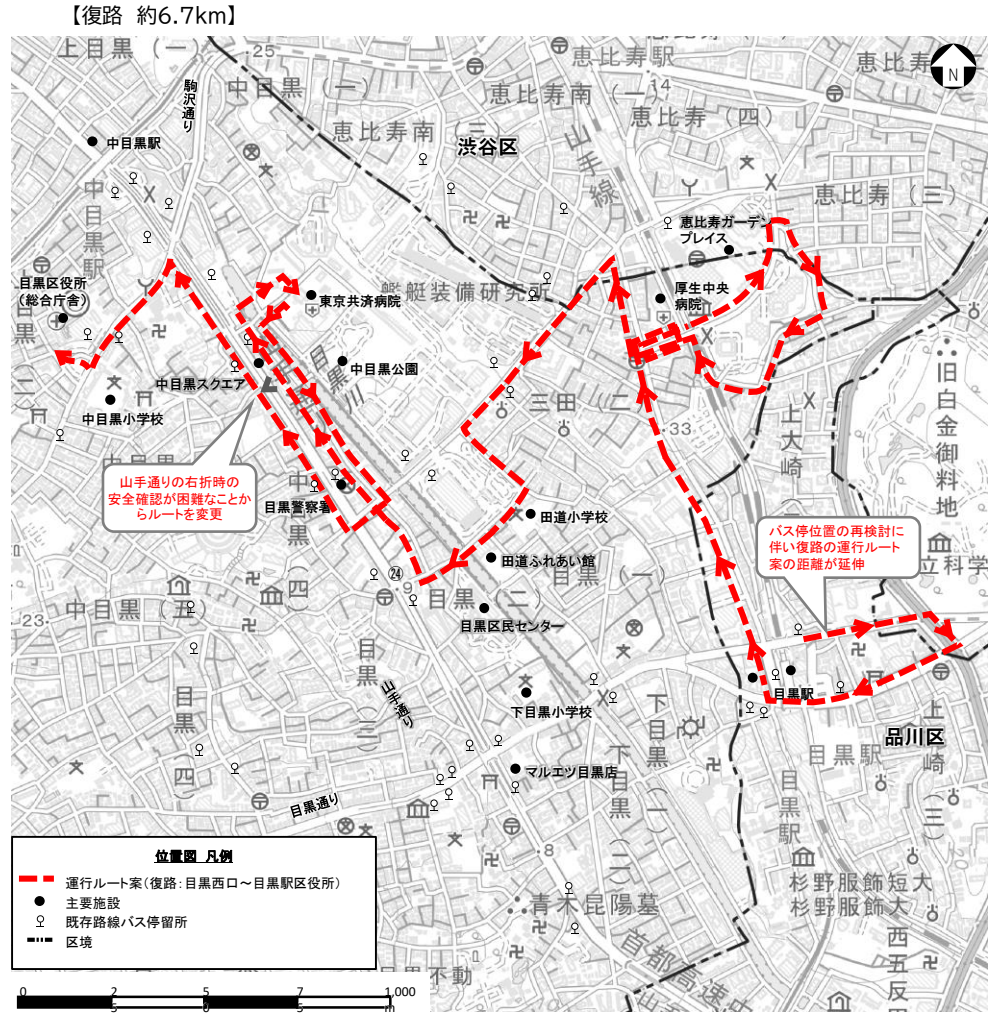
継続的な周知活動が必要

※カッコ内はポスティング以外（施設配布分）での利用頻度

4. 東部地区運行ルート案の再検討(2023年3月時点 交通事業者等との調整後作成)

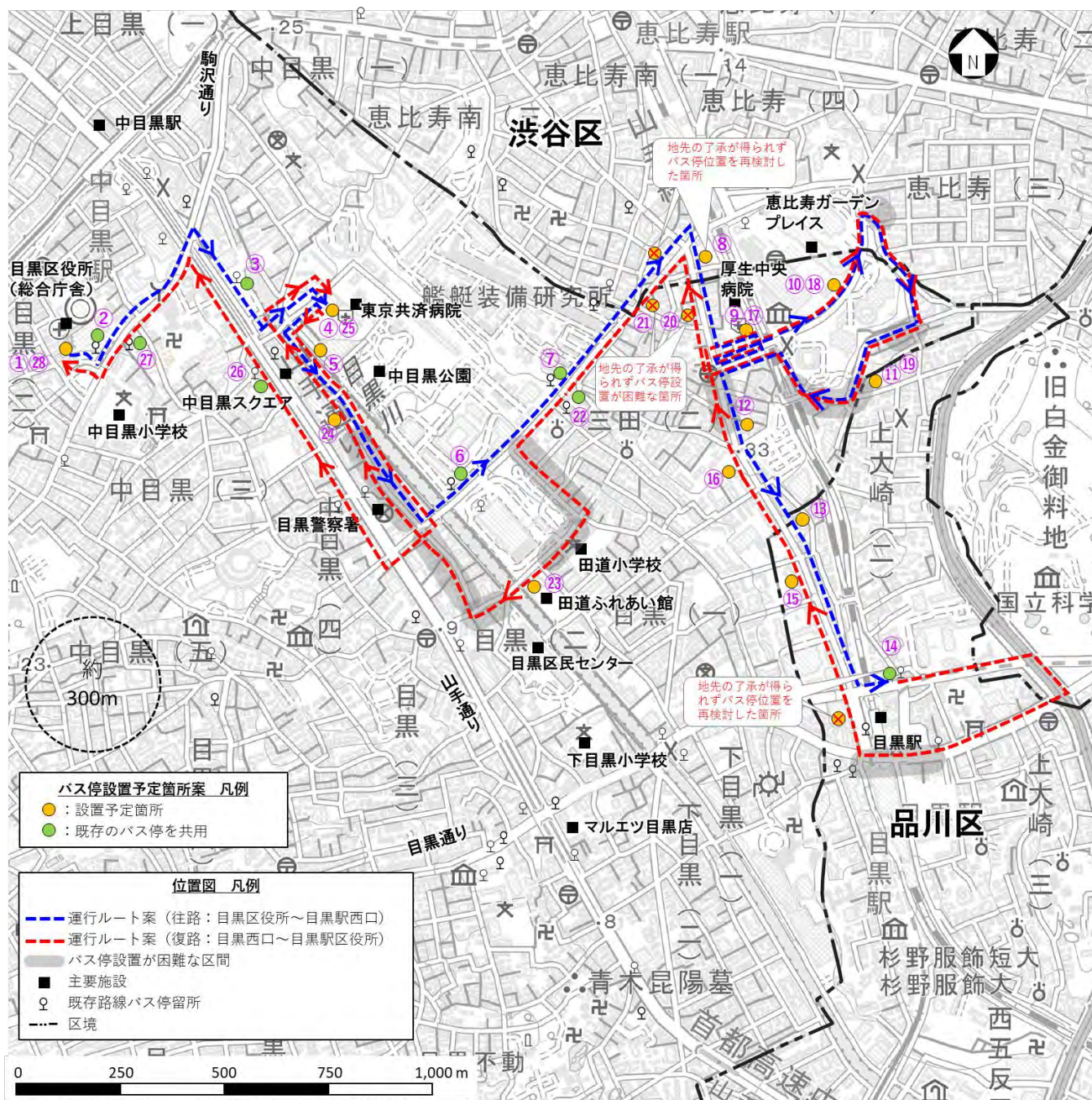


交通事業者等調整後のルート案(往路)



交通事業者等調整後のルート案(復路)

5. 東部地区運行ルート案のバス停候補箇所図(2023年3月時点)



	バス停設置候補箇所(案)	調整経過	
【往路】 区役所 ↓ 目黒駅	①・⑫	目黒区総合庁舎	了承:設置位置の詳細調整
	②	目黒区総合庁舎前(既存バス停)	了承:東急バスと詳細調整
	③	正覚寺前(既存バス停)	了承:東急バスと詳細調整
	④・⑫	東京共済病院	了承:設置位置の詳細調整
	⑤	中目黒スクエア(※)	了承:設置位置の詳細調整
	⑥	中里橋(既存バス停)	了承:東急バスと詳細調整
	⑦	茶屋坂(既存バス停)	了承:東急バスと詳細調整
	⑧	恵比寿南1丁目(※)	不可:設置位置の再検討
	⑨・⑪	厚生中央病院前(※)	了承:設置位置の詳細調整
	⑩・⑬	恵比寿ガーデンプレイス	了承:設置位置の詳細調整
	⑪・⑭	三田1丁目(※)	了承:設置位置の詳細調整
	⑫	目黒三田会館前(新規)	了承:バス停間隔を狭み新設
	⑬	目黒1丁目(※)	了承:設置位置の詳細調整
【復路】 目黒駅 ↓ 区役所	⑭	目黒駅前	不可:設置位置の再検討
	⑮	プリンスガーデンホテル前	了承:設置位置の詳細調整
	⑯	三田公園前	了承:設置位置の詳細調整
	⑰・⑨	厚生中央病院前	了承:設置位置の詳細調整
	⑱・⑩	恵比寿ガーデンプレイス	了承:設置位置の詳細調整
	⑲・⑪	三田1丁目(※)	了承:設置位置の詳細調整
	⑳	厚生中央病院別館入口	不可:再検討候補地未定
	㉑	新茶屋坂上	不可:再検討候補地未定
	㉒	茶屋坂(既存バス停)	了承:東急バスと詳細調整
	㉓	田道ふれあい館前	了承:設置位置の詳細調整
	㉔	なかめ公園橋前(※)	了承:設置位置の詳細調整
	㉕・④	東京共済病院	了承:設置位置の詳細調整
	㉖	東京共済病院前(既存バス停)	了承:東急バスと詳細調整
	㉗	目黒区総合庁舎前(既存バス停)	了承:東急バスと詳細調整
	㉘・①	目黒区総合庁舎	了承:設置位置の詳細調整

- ・バス停候補箇所(案)名称の(※)は、前回資料から名称(仮称)を変更。
- ・調整経過では、地先との個別調整の結果、了承の可否や今後の調整内容を記載。(⑭目黒駅前は、既存バス停利用で交渉中)
- ・バス停候補箇所は、現時点での案として、今後、周辺地権者の合意を得て、バス停設置を行っていきます。

6.需要予測の検討

小型バスによる実証運行やシルバーパス利用の実績に関する他区事例を参考として、東部地区における新たな地域交通の運行の需要予測を検討しました。

■需要予測の検討にあたっての留意事項

- ・地域交通に対する利用意向と実際の利用実態に乖離がある
- ・近隣区における運行前の利用意向と運行後の利用実績を参考として割合(顕在化率)を設定
- ・顕在化率はシルバーパスの使用可否が影響すると想定
- ・23区内で実証運行している他区の利用実績を参考としてシルバーパス利用率を勘案

【他区事例からの顕在化率の算出】

A	近隣区 人口	—	122,086人
B	近隣区 地域交通の利用意向率	—	41.3%
C	人口×利用意向率	(A×B)	50,439人
D	地域交通の利用実績	—	15,010人
E	シルバーパス利用率(他区事例)	—	40.7%
F	シルバーパス以外の利用者	(D×(1-E))	8,900人/月
G	顕在化率	(F/C)	18%

【各地域の利用意向率からの需要予測】

地域	人口	利用意向率	利用意向率からの利用者数(人/月)	1日の利用者数(人/日)	顕在化率	想定する利用者数(人/日)
三田1~2	5,852	56~64%	3,462	115	18%	21
目黒1~3	9,861	46~54%	4,859	162		29
中目黒1~4	11,591	41~54%	5,389	180		32
計	27,304	41~64%	13,710	457		82

※最低月に1回は利用すると想定。

【各地域の利用頻度からの需要予測】

地域	利用意向率からの利用者数(人/月)	利用頻度の割合	利用頻度の割合による月の利用者数(人/月)	1日の利用者数(人/日)	顕在化率	想定する利用者数(人/日)
三田1~2	3,462	0~21.4%	6,765	226	18%	41
目黒1~3	4,859	0~24.1%	10,917	364		66
中目黒1~4	5,389	0~25.0%	11,617	387		70
計	13,710	0~25%	29,299	977		176

※アンケート結果における利用頻度の水準(毎日・週5日程度・週3日程度・週1日程度・週1日未満)毎に、1日当たりの利用者数を算出。

なお、「週1日未満」は月に2回、「不明・無回答」は月に0.5回と設定。

7.収支予測の検討

需要予測の結果を踏まえ、3つのケースで様々な運賃で比較検討しました。

運行経費については、運行ルート距離に1kmあたりの運行経費を乗じて算出する。
1日あたりの運行距離は、路線延長に1日あたりの便数を乗じて求める。

路線延長	1日あたりの便数	1kmあたりの運行経費※	1日あたりの運行経費(千円)	年間運行経費(千円)
11.7km	12便	785円	110千円	40,228千円

※ 国土交通省HP:R3年度「乗合バス事業の収支状況について」を引用

- 収支率の算出に当たり、以下のケースを対象として、様々な運賃で比較する。
- [ケース1] 各地域の利用意向率からの利用者数
 - [ケース2] 各地域の利用頻度からの利用者数
 - [ケース3] 収支率50%を目標とした利用者数



ケース	運賃	1日あたりの利用人数	1便あたりの利用人数	1日あたりの運賃収入(千円)	年間運賃収入(千円)	年間運行経費(千円)	運行経費に対する収支率
ケース1	100円	82	7	8	3,002	40,228	7%
	150円	82	7	12	4,504	40,228	11%
	220円	82	7	18	6,606	40,228	16%
ケース2	100円	176	15	18	6,416	40,228	16%
	150円	176	15	26	9,625	40,228	24%
	220円	176	15	39	14,116	40,228	35%
ケース3	100円	551	46	55	20,111	40,228	50%
	150円	367	31	55	20,093	40,228	50%
	220円	250	21	55	20,075	40,228	50%

8.地域・事業者・行政の三者協定(案)について

東部地区における新たな地域交通導入に向けた小型バス車両の確保や運行に伴う詳細な調整を行うため、地域・事業者・行政で協定を結び、連携・協働した取組みを進めていきます。

地域の依頼に伴い運行を実施する事業者、およびその支援等を行う行政の三者の役割を定め、その責務を履行することにより、地域住民の日常生活を支え、地域の活性化に資する地域交通バス(仮称)を運行することを目的としています。

地域の役割

- ・地域交通の積極的な利用
- ・運行に係る広報、利用促進及び啓発活動
- ・停留所等の設置に係る調整、協力
- ・継続的な調査活動
- ・運賃以外の収入確保に係る継続的な取組活動

地域



行政



行政の役割

- ・地域交通導入に向けた関係機関との調整
- ・停留所設置に係る関係機関との調整
- ・各種手続きに係る資料作成支援
- ・実証運行に係る調査等の協力及び分析
- ・実証運行に対する補助金の交付

連携・協働による
施設・事業の推進

事業者



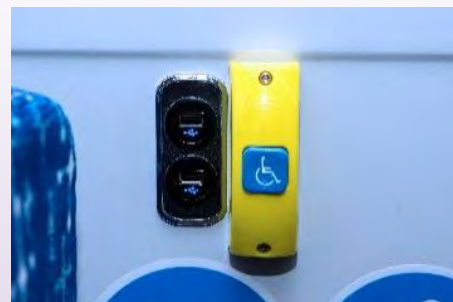
事業者の役割

- ・各種手続きの実施(道路運送法、道路法、道路交通法等)
- ・停留所等の設置及び管理
- ・車両の準備、運賃の收受、利用者数や収支等の報告
- ・故障や事故等への対応
- ・災害時等の対応における電源供給可能なEV車両の配置

9.運行計画案

東部地区で実施したアンケート結果や、協議会での意見を基に実証運行に向けた運行計画案を整理しました。

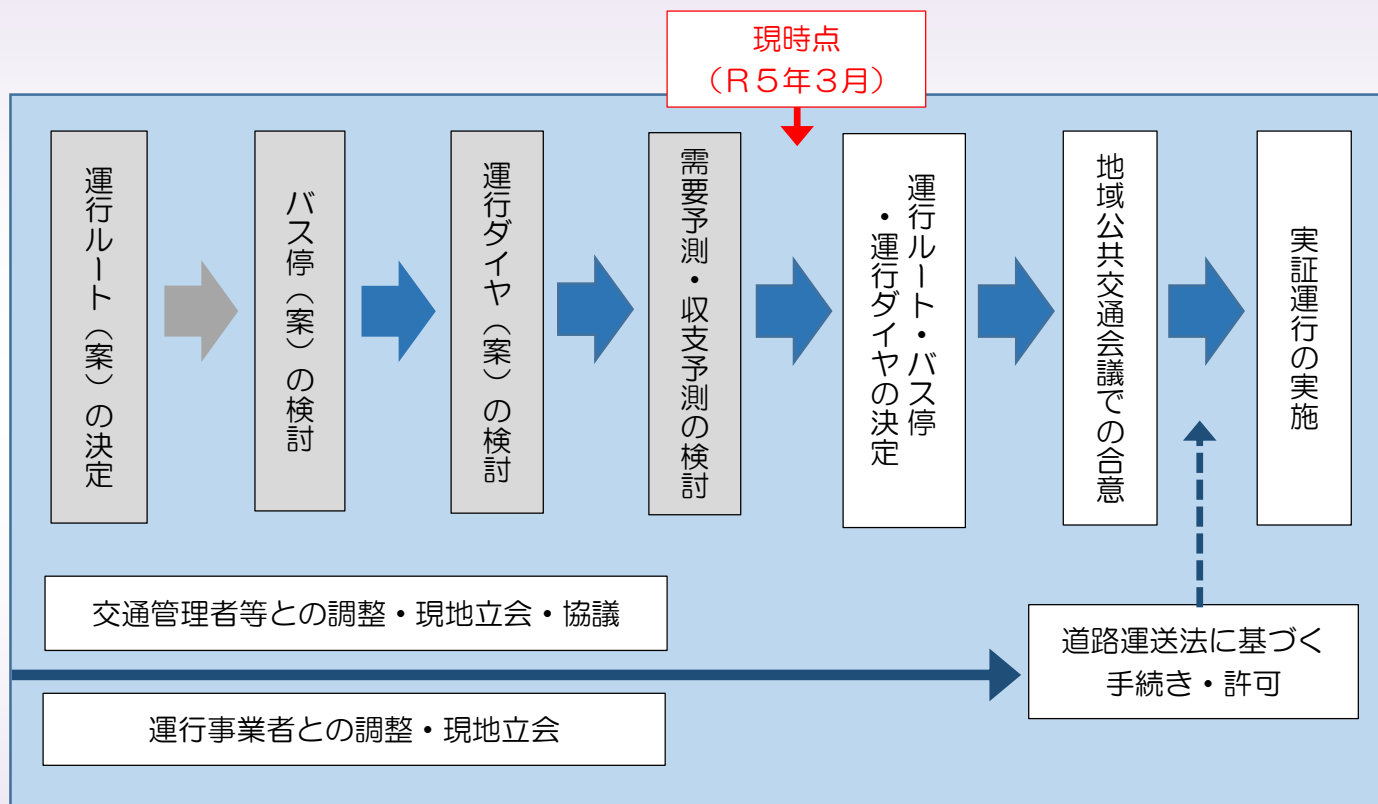
①	運行日	平日及び土日祝
②	時間帯	8:30~16:45 (土日祝の時間帯も同様)
③	便数	45分間隔(12便/日) (土日祝の便数は今後検討)
④	運賃	220円(大人) 110円(小人) (割引料金は今後検討)
⑤	バス停間隔	300m程度
⑥	車両	小型EVバス(1ドア:ショートタイプ)



運行予定車両タイプ(写真はEVモーターズ:2ドアタイプ)

10. 東部地区の地域交通の検討の流れ

今後、運行ルートやバス停、運行ダイヤを決定し、地域公共交通会議での合意を経て、実証運行の実施に向けた手続き等を進めていきます。



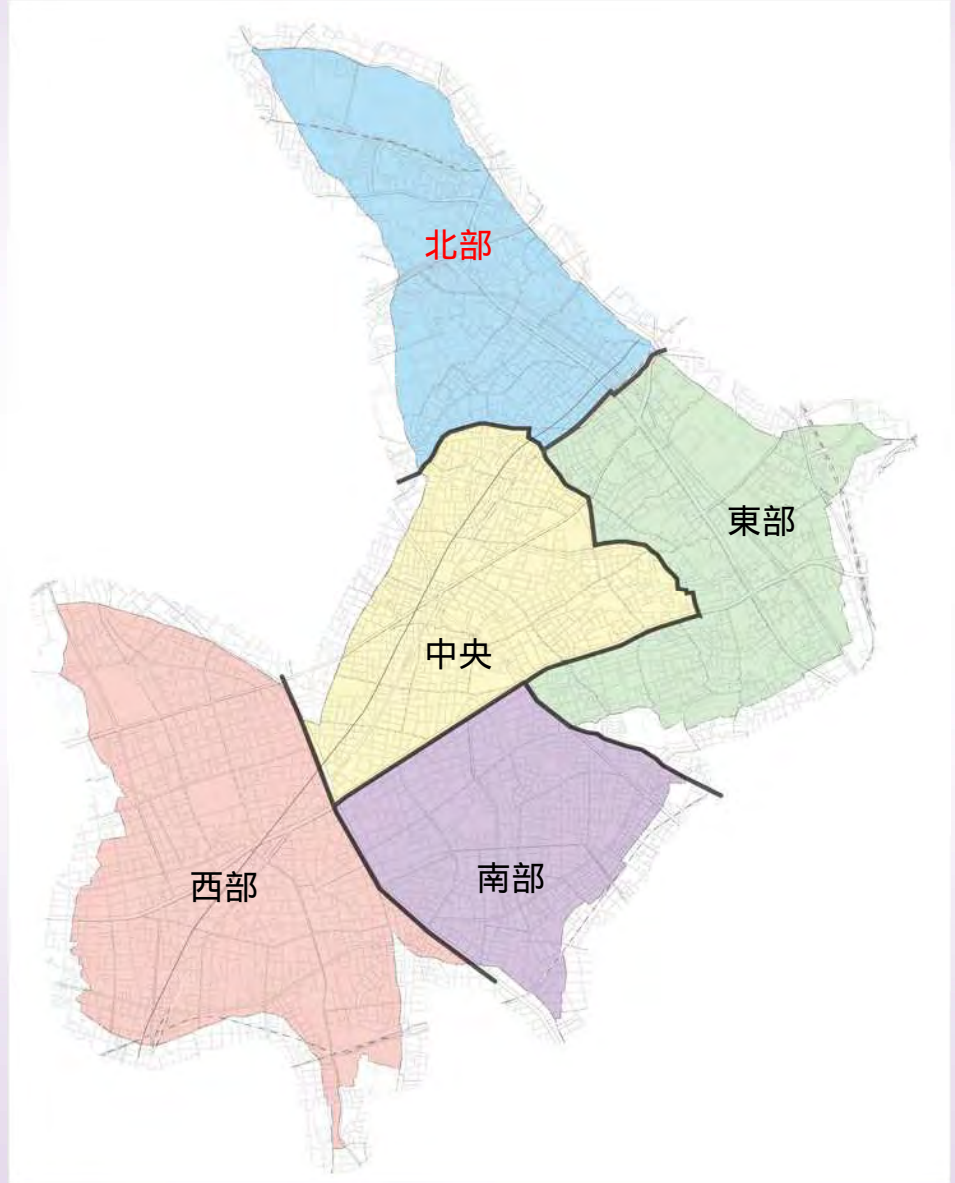
北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について

1. 北部地区の取組み経過

北部地区では、アンケート調査を行うなど、3つの団体で地域住民の勉強会が開催されています。

北部地区の取組み状況

名称	メンバー構成	対象地域	検討状況
さんまバスを走らせる会	各地域の住民	北部地区全域	運行ルートの検討
駒場地域交通研究会	駒場町会、住区、商店会、PTA、老人クラブ等	駒場1～4丁目	アンケート調査 運行形態検討
東山三丁目地域交通研究会	東山三丁目自治会、住区、商店会、PTA等	東山3丁目	アンケート調査 試走会実施



目黒区の5地区

2. 北部地区の取組み

東山三丁目地域勉強会の取組経過

R4年6月 東山三丁目地域勉強会(第1回)

- 東山三丁目地域アンケート実施結果
- 道路幅員、交通規制、目的地への道路状況確認

R4年12月 東山三丁目地域勉強会(第2回)

- 東山三丁目地域の運行形態の検討
- 他区のワゴン車両によるデマンド運行の視察

R4年12月 東山三丁目地域勉強会(第3回)

- 東山地域の運行形態、運行エリア等の検討
- 道路幅員、交通規制、目的地への道路状況確認

R5年2月 東山三丁目地域勉強会(第4回)

- 東山地域の運行エリア・停留所の検討
- ワゴン車両による東山地域の試走会を実施



東山三丁目勉強会



他区事例の視察

2.北部地区の取組み

駒場地域勉強会の取組経過

R4年9月 駒場地域勉強会(第1回)

- 駒場地域アンケート実施結果
- 道路幅員、交通規制、目的地への道路状況確認

R4年12月 駒場地域勉強会(第2回)

- 駒場地域の運行形態の検討
- 他区のワゴン車両によるデマンド運行の視察

R4年12月 駒場地域勉強会(第3回)

- 駒場地域の運行形態、運行エリア等の検討
- 道路幅員、交通規制、目的地への道路状況確認

R5年3月 駒場地域勉強会(第4回)

- 駒場地域の運行エリア・停留所の検討
- ワゴン車両による駒場地域の試走会を実施



駒場地域勉強会



他区事例の視察

3. 他区事例の現場視察

他区事例(ワゴン車両によるオンデマンド輸送)の実証運行を視察しました。

実証運行の概要

- 運行方式**
- ・ 日中の既存のバス路線を運休し、効果的な運行のためにオンデマンド輸送の実証運行を行う。
 - ・ webもしくは電話により予約し乗車する。(実証運行期間中は運賃は無料)
 - ・ ミーティングポイント22箇所の間を、自由に乗降することができ、一部のミーティングポイントでは、既存バスとの乗り継ぎが可能。

運行時間 10:00 ~ 17:00
(朝と夕に既存バスが定時定路線で通常運行)

使用車両 トヨタ・ハイエース(14人乗り・全長7m)

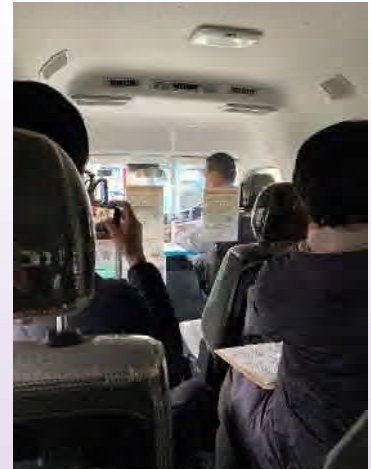
乗車日時 令和4年12月2日(金)



< 当日の車両 >



< ミーティングポイント >



< 車内の様子 >



< 予約画面 >

4.各地域の試走会実施

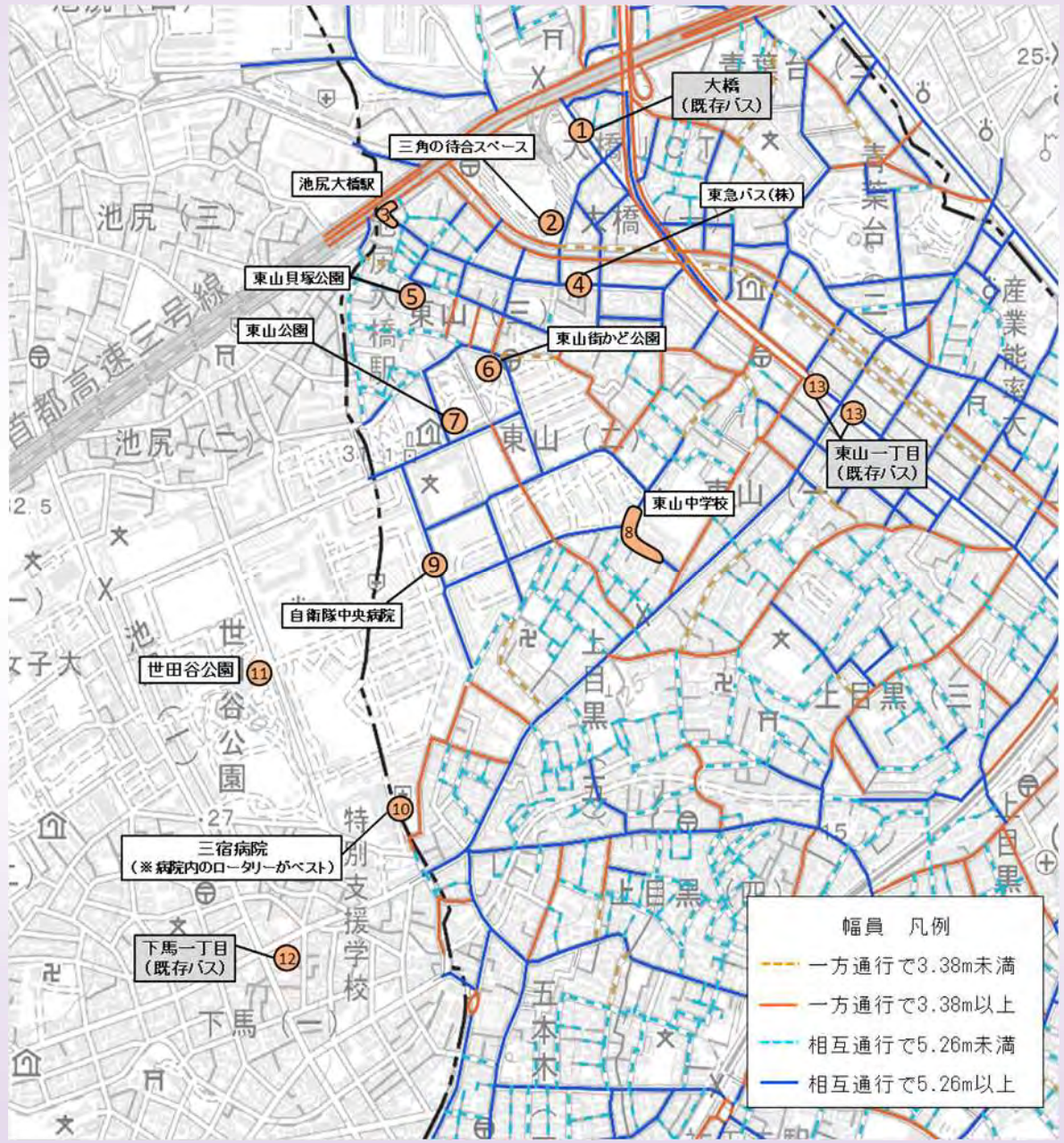
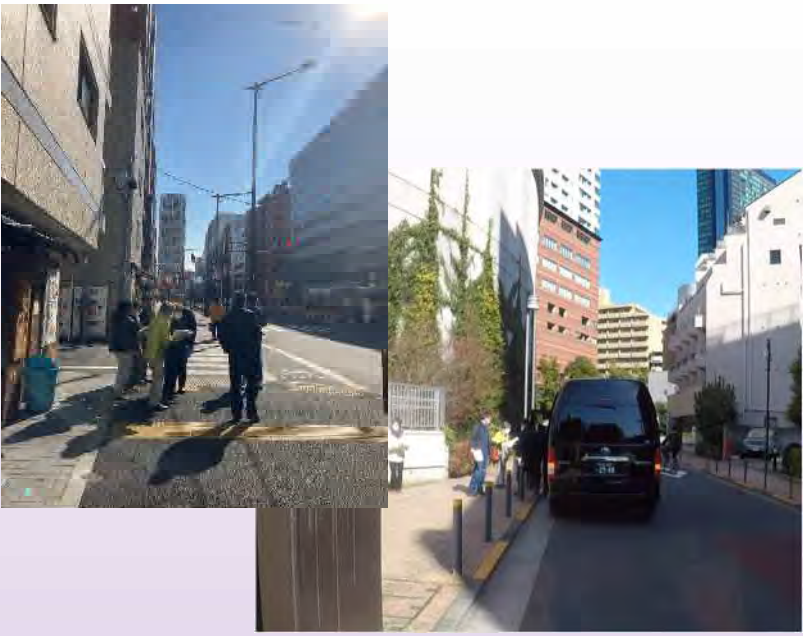
東山三丁目地域の試走会

実施日時 令和5年2月9日(木)
10時～ 2時間程度

集合場所 目黒区大橋1-9
大橋ジャンクション南側広場
(三角スペース)

使用車両 トヨタ・ハイエース
(10人乗り)

状況写真



5. 検討の進め方

STEP 1 < 検討に向けた準備 >

移動に関する困りごとの確認

- 移動に関する困りごとの有無を地域のみなさんで確認して、行政窓口にご相談ください。

バス停までの坂道が大変
今は歩けるけど将来は心配

勉強会の設立

- 地域の人を5名以上集め、行政窓口にて『勉強会』の登録申請してください。

地域の特徴やみんなが困っていることを話し合ひましょう

勉強会 → 登録

5名以上

移動に関する課題及びニーズの明確化

- 地域の移動の現状や問題点を把握するため、アンケート等を行って『課題やニーズ』を整理します。

移動に関するアンケート

地域のみなさんの意見をもとに行政がアンケート票を作成します

協議会の設立

- 町会関係者等を含む地域の人10名以上で『協議会』を設立し、地域の移動に関して具体的に検討します。

地域のことに詳しい町会関係者の人たちが一緒に話し合ひましょう

協議会の設立 → 具体的な検討

10名以上

STEP 2 < 地域の状況に応じた地域交通の検討 >

地域の实情に応じて、以下の3つの視点から地域交通に関する検討を行います。

既存交通の活用に関する検討

- 地域内で運行されている路線バスや送迎バス等について、運行ダイヤの変更や運行ルートの新設・変更などを考えます。

参考例のイメージ図

バス停が遠い
路線変更
路線新設

新たな地域交通の導入に関する検討

- 地域のニーズにあう車両の選定や運行ルート、運行方法等について考えます。

参考例のイメージ図

【定時定路線型】
路線バスと同様の運行形態

【デマンド型】
予約なし
予約あり

タクシーの活用に関する検討

- 地域でまとまった移動の需要が見込めない場合は、タクシーを活用した移動手段を考えます。

参考例のイメージ図

【共同利用】
共同利用のための乗降場

【相乗り利用】



地域交通の選定

地域のみなさんが、最も利用する移動手段を選びます。

STEP 3 < 地域交通の実証運行 >

実証運行計画の立案

- 地域交通の導入に必要な実証運行を行うため、地域・行政・事業者等で話し合い、計画の案を作ります。

調整

実証実験計画の立案

実証運行計画書の作成

- 地域交通の導入に向けて、具体的な目標や評価方法などを決めて『実証運行計画書』を作ります。

運行時間や運行本数、目標の利用者数などを考えます

実証実験計画書

実証運行の実施

- 実証運行をしてくれる事業者を選び、実証運行計画書に従って『地域交通の実証運行』が始まります。

地域のみなさんへPRを行います

地域交通の実証運行の開始

実証運行の評価

- 実証運行中の利用状況や利用者の意見を聞いて評価を行い、本格実施できるかどうかを判断します。

本格実施移行困難
利用者：少

本格実施へ移行
利用者：多

STEP 4 < 地域交通の本格実施 >

本格実施計画書の作成

- 実証運行の結果を踏まえて、必要に応じて具体的な目標や評価方法などを修正して『本格実施計画書』を作ります。

本格実施計画書

各種手続き

各関係機関

本格実施に向けて、各種手続きに必要な資料作成は行政が行います

地域交通の本格実施

- 本格実施を運行してくれる事業者を選び、本格実施計画書に従って『地域交通の本格実施』が始まります。

地域交通の本格実施の開始

日常生活の移動手段として地域のみなさんが積極的に利用してください

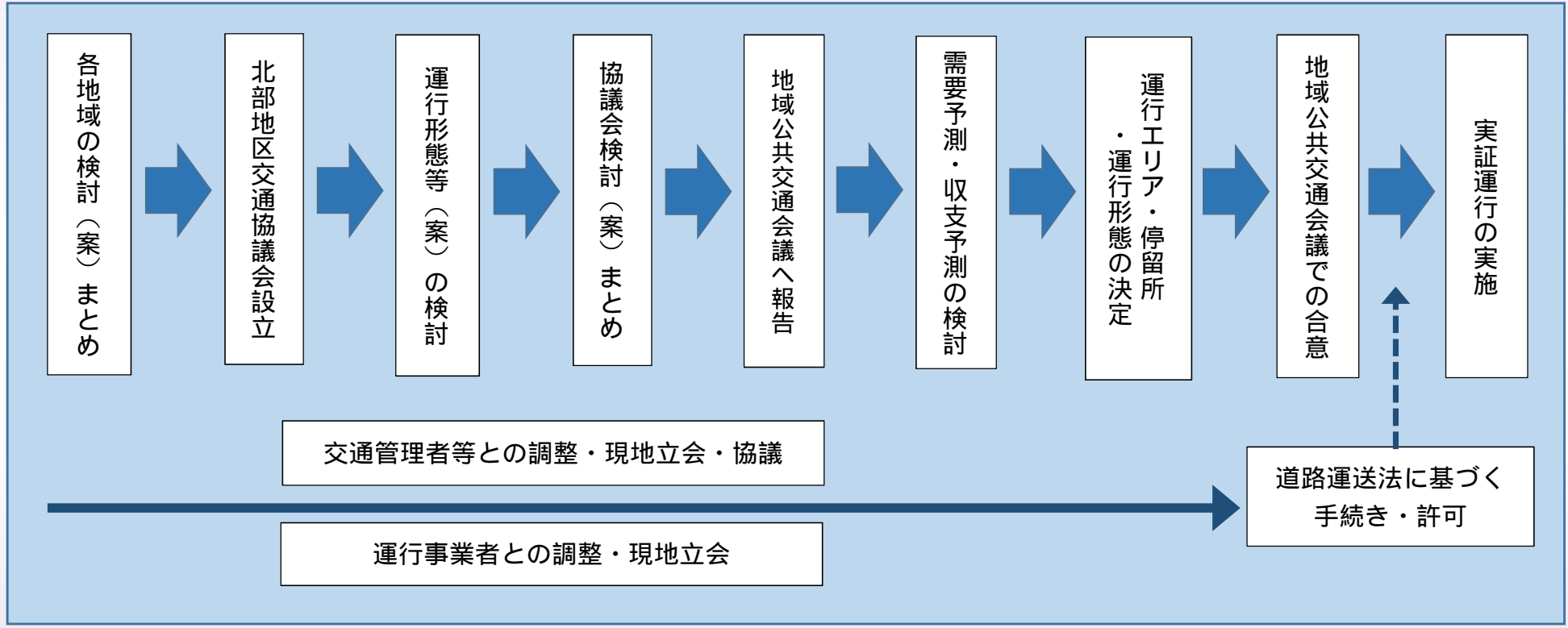
地域交通の継続可否の判断

- 本格実施運行の運営状況の報告内容を踏まえて評価を行い、地域・行政・事業者が協議し、地域交通の継続可否を判断します。
- 地域交通を継続運行するために、利用者数の増加や利用促進のための改善に継続的に取り組んでいただきます。
- 地域交通は、地域のみなさんで、守り育てていきましょう。

継続して運行していけるよう、みんなでも利用しよう

6. 北部地区の地域交通の検討の流れ

今後、北部地区の各地域や団体の検討(案)について意見交換を行い、北部地区交通協議会を設立し、地域交通導入に向けた具体的な検討を進めていきます。



目黒区地域公共交通会議 議事概要（案）

名 称	令和 4 年度 目黒区地域公共交通会議（第 1 回）
日 時	令和 4 年 9 月 2 日（金）10：00～11：30
会 場	中目黒住区センター室 第 5・6 会議室 （目黒区中目黒 2-10-13 中目黒スクエア内 2 階）
出 席 者	委員の出欠については、別紙「出席者名簿」のとおり 事務局 都市整備部みどり土木政策課 清水、山下、庭田 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 4 名
会議の公開 非公開	公開
傍聴者	0 人
配付資料	資料 1 目黒区地域公共交通会議委員名簿 資料 2 目黒区地域公共交通会議設置要綱及び傍聴要綱 資料 3 東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について 資料 4 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について 資料 5 令和 3 年度第 1 回目黒区地域公共交通会議議事概要 及び意見
会議次第	1 開会 2 委員紹介 3 議題 （1）東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について 4 報告事項 （1）北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について 5 その他 6 閉会

会議の経過及び発言内容

【議事進行】

次第1「開会」

会長（都市整備部長）より挨拶。

次第2「委員紹介」

資料1「目黒区地域公共交通会議委員名簿」のとおり、事務局より報告。

【補足説明】

事務局 委員の一部に変更があったことを報告。

資料2「目黒区地域公共交通会議設置要綱及び傍聴要綱」について事務局より概要説明。

【補足説明】

会長 目黒区地域公共交通会議傍聴要綱に基づき、本会議を公開とし、傍聴可能とした。本日の傍聴希望者はいないことを報告。

【議事進行】

次第3「議題（1）東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について」

資料3「東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について」の概要について事務局より説明。

また、運行車両について、日野自動車の不正問題により新規受注の見通しが不明で、今後も注視していく旨を説明した。

【質疑応答】

委員 他の自治体と比較し、非常に丁寧に関係各者との調整を行っており、経緯についても理解しやすい資料としてまとめている点が評価できる。実際に調整をされた方々への質問であるが、この後さらなる調整・修正があるかもしれないが、実務においてルートを実走するにあたりどのような状況になりそうか、見解についてお伺いしたい。また、交通管理の観点からも安全性の確保について厳しい目でチェックされたと思うが、特に留意すべき点などあれば伺いたい。

委員 ルートについて、全般として狭い道路の路線ではあるが、そのために今まで公共交通がなかったというのが、今回の話に繋がっていると思う。ルートは大枠として、この内容で進めていく事になると思うが、先

ほどあったように狭いところでの右左折や、駐車車両がある場所といった問題はあるので、今後も皆様と議論していきたい。

委員 交通管理の観点として、当然ながら道路交通法に準拠しつつ、狭い路線なので、歩行者との接触や対向車との接触については特に配慮していただきたい。そうした接触を含め、実際に走行する際、安全確保をどう行うかが課題と考えている。バス停の位置などで引き続き調整が進められると思うので、今後も検討願いたい。

委員 駐車車両などの動的に変わっていく問題に対してどう適切に対処していくのかも重要になると思う。通学の時間帯による交通状況の変化、荷捌きや駐車車両の状況など、動的部分をモニタリングしていくことが必要で、検討の継続及び地元や商店街の協力がどの程度必要なのか見定めていかなければならないかと思う。

委員 資料の最後にある今後の検討の流れについて、需要予測・収支予測の検討というのは具体的にどのように行う予定か。

事務局 収支率や利用率、満足度で実証運行・本格運行の判断を行うとしているが、需要予測・収支予測を正確に見極めるのは難しいと考えている。収支についても、高齢者への対応といった観点も含め区としてどこまで支援していくかということもあるるので、そのあたりも含めて検討していこうという段階である。

委員 利用意向のアンケートはオーソドックスなやり方ではあるが、その回答が利用に直結しない場合が多い。調査を行うとすれば、おそらくそれが会議に関わっていないその他の住民へのアプローチのファーストステップとなる。運行スペックをどうするかということだけではなく、住民参画、利用促進及びモニタリング等を、実証運行計画の中に含めていければよいかと思う。交通安全、実務の観点からは丁寧に調整されているので、次は実際に地域交通を利用される方々についての検討も深められるとよい。

会長 大切な点をご指摘いただいた。今回の検討内容について、皆様のご意見が反映されたものとなっているかご発言をいただけないか。

委員 働く側からすると、厚生労働省が出す改善基準告示などいろいろな制約があることも周知していただけるとありがたい。事業者任せではなく、区民の方にも知っていただきたい。

事務局 地元協議会の中で区民の方々に向けてそうした内容を周知していきたい。

委員 運賃は220円と設定されているが、シルバーパスの利用可否の計画はあるか。

事務局 収支を考えると、シルバーパスの利用は難しい状況であるが、可能性については検討していきたい。

委員 資料11ページの降車フリーのバス停というものは、どういったものか。また、検討の段階で運行ルート案から無くなっているが、どういった状況か。

事務局 当初、降車フリーのバス停の設置を検討していたが、実際に現地を確認した結果、安全に降車させられる場所がないことや降車専用停留所の供用が困難なことなどから、設置しないこととした。

会長 事務局としても気づかない点もあるので、この先検討を進めるにあたって注意すべき点などがあればご発言いただくとありがたい。他にご意見がなければ、東部地区については本日の内容で合意いただいたということによいか。

委員 異議なし。

会長 東部地区については、この内容で進めていく。

【議事進行】

次第4「報告事項(1)北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について」
資料4「北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について」の概要について事務局より説明。

【質疑応答】

委員 北部地区の実証運行の時期は決まっているか。また東部地区についても、今回の日野自動車の件がなければいつごろスタートする予定であったか。

事務局 北部地区は協議会が設立前なので、実証運行の時期は決まっていない。東部地区は車両の確保が不透明な状況ではあるが、協議会としては令和4年度内の3月からの運行を目標に進めている。

委員 交通とは少し違った視点かとは思いますが、目黒区は比較的交通の便もよく、所得も一定のレベルにある地域だと思うが、世間的には人口減少もあり空き家問題など、廃れている地域もあると聞く。目黒区内にもしそういった地域が出てきているのであれば、そこに交通を走らせることで地域の廃退を防ぐことができるのではと思う。

会長 頂いたご意見は、空き家に関することと捉えてよいか。

委員 指標の一つとしては空き家もそうであるし、そのような地域にアクセスを提供することで地域を守れるという、交通だけでない視点からも考えられるのではないかという意見である。

会長 目黒区でも空き家対策に関する協議会などを持っているが、特に空き家が増えているという地域はない。人口は増加傾向を見込んでいたが、コロナウィルスの関係で23区全体は少し人口減少方向であり、これはある意味全国規模の話であるが、目黒区では特にそのことで空き家が増えているということはない。また、目黒区の空き家は、持ち主が不明というものはなく、所有者は把握できている。区でも手伝いはするが、利便性・居住環境が優れた自治体ではあるので、何らかの形で土地の所有が移っていくというのが実態となっている。区でも空き家を放置しないように十分な支援はするが、大きな方向性としては、環境的に地域や公共交通に影響を与えるということはないと考えている。

委員 採算性や利便性が主に書かれているが、まずは安全が第一だと思う。その一つとして、先ほど他の委員からもあったが、働いている人が地域交通運行にあたり今までと違う業務、例えばデマンド型などもそうであるが、色々と働き方が変わってくることがあるということ、地域交通検討にあたって地域の方々にもぜひ理解していただきたい。そういうことがあって安全を担保しているという内容を今後の検討に是非入れていただきたい。

事務局 バスを走らせるために安全な運行の担保というのは重要である。そういったことも含めて、今後の検討を進めていく。

会長 直接関係はないと思われても、交通だけでなく広い観点からご発言をいただけるとありがたい。

委員 今回の説明を伺って、東山の中でもなぜ三丁目なのかを考えたときに、バス停からの交通圏域の円で考えたときには目黒区はそれほど不便

がないが、ODのニーズを考えたときに、O(起点)とD(終点)を繋ぐルートに関して要望が出ていると感じた。ただ、アンケートを実施した地域からの意見だけでは、採算性や持続性などの問題もある。持続可能なモビリティを成立させるためには、行政として住民にこういったライフスタイルを提案できるかといったところも含めて考えていく必要があると思う。声が上がっていない地域のこと考えるべきで、この東山三丁目地域のアンケートだけで決めていくのは危ういと思う。また、運賃について、安い方がいいという意見が多いが、他の地域との比較だけでなく、今の既存交通を利用した場合の乗換えにかかる金額などを考慮して決める必要があると思う。また、三宿病院など世田谷方面の地域の話が少し出ていたが、東山から三宿方面へは東急バスが走っており、そもそもそれほど遠くない距離だと思うが、この要望にはこういった意図があるのか。

事務局 東山三丁目だけの検討でいいのかというご意見はごもっともであり、今後、東山地域全体・駒場地域も含めた北部地区全体でモビリティを検討していく方向で進めている。三宿病院などに行きたいという要望については、東山三丁目は高低差があり、既存路線はあるものの、山手通りの既存バス停まで出るための手段がほしいという要望がアンケートに反映されているのかと思う。今後それについては、バスでなくともモバイルで運転を呼ぶサービス等も出てきているので、そうしたものも含めて検討していきたい。

会長 議題は以上となります。東部地区の運行ルート案等につきましては合意いただいたので、引き続き取り組みを進めていきます。

【議事進行】

次第「5 その他」

会長 新型コロナウイルスの感染状況にもよるが、今後リモート参加を併用した会議開催としたい。

次第「6 閉会」

事務局 東部地区の運行ルート・バス停については、運行事業者や交通管理者等と引き続き協議を進め、運行ルートの修正案をまとめ、次回の地域公共交通会議で共有していく。次回の地域公共交通会議は12月頃を予定しており、東部地区や北部地区での検討や進捗状況に合わせ開催する。

以上

令和4年度 目黒区地域公共交通会議【第1回】出席者名簿

別紙

開催日時：令和4年9月2日(金)午前10時00分～午前11時30分

開催場所：中目黒住区会議室 第5・6会議室(目黒区中目黒2-10-13 中目黒スクエア内2階)

	所属・役職等	氏名(敬称略)	会場出欠席	Web出欠席	備考
1	目黒区都市整備部長	しみず としや 清水 俊哉			
2	目黒区都市整備部都市計画課長	さとう きんや 佐藤 欣哉			
3	目黒区都市整備部みどり土木政策課長	しみず まこと 清水 誠			
4	東京都交通局自動車部計画課長	わかた みずほ 若田 瑞穂			
5	東急バス株式会社運輸事業部運輸計画部計画課長	はらやま だいすけ 原山 大輔			
6	小田急バス株式会社バス事業本部計画部課長	ふるや ひろぶみ 古谷 弘文			
7	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長	よねざわ あきひろ 米澤 暁裕			
8	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会業務部業務部長	こいけ たけし 小池 毅			欠席
9	目黒区町会連合会	みしば のぶお 三柴 伸生			
10	目黒区商店街連合会	すわ たかし 諏訪 尊			
11	目黒区老人クラブ連合会	やまくち たけし 山口 武志			
12	区民(公募)	いけうち たかし 池内 卓			
13	区民(公募)	かわはら ひろこ 川原 寛子			
14	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官	せいけ ひろゆき 清家 裕之			
15	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長	さとう なおのぶ 佐藤 尚宣			
16	東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイタク部会事務長	くが つねお 久我 恒夫			
17	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長	まつざき あきら 松崎 暁			欠席
18	東京都建設局 第二建設事務所管理課長	すずき よしはる 鈴木 義治			
19	目黒区都市整備部土木管理課長	はら あきみち 原 亮道			
20	警視庁交通部交通規制課管理官(調査担当)	ふじひら ただはる 藤平 忠晴			代理
21	警視庁目黒警察署交通課長	きくち あさみ 菊池 あさみ			代理
22	警視庁碑文谷警察署交通課長	やました のりお 山下 憲雄			代理
23	学識経験者 東京都市大学建築都市デザイン学部准教授	いながき ともゆき 稲垣 具志			